

「新たな訴訟手続」の新設に反対する会長声明

第1 声明の趣旨

当会は、法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会において審議されている「新たな訴訟手続」の新設に反対する。

第2 声明の理由

- 1 令和2年2月21日開催の法制審議会において、法務大臣から民事裁判手続のIT化についての諮問がなされ、現在、法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会（以下、「法制審部会」という。）において、訴状等のオンライン提出、訴訟記録の電子化、情報通信技術を活用した口頭弁論期日の実現など民事訴訟制度の見直しが行われている。

その一環として、法制審部会は、令和3年2月に発表した民事裁判のIT化に関する中間試案において、現行の訴訟制度とは別に、訴訟の審理期間を6か月に制限する「新たな訴訟手続」の新設を提案した。中間試案は、甲案、乙案の2つの制度案と、いずれの制度も新設しないとする丙案を示した。

そして、法制審部会事務局は、令和3年10月15日に部会に対して新たな制度案（以下「本制度案」という）を提案し、現在、この案が審議されている。本制度案も、従前の甲案、乙案と同様に審理期間を限定するもので、双方当事者が新たな訴訟手続の申述（又は同意）をして裁判所が決定をしたときは、そこから6か月（裁判所はそれより短い期間の指定もできる）で結審するという制度である。

- 2 しかしながら、中間試案に対する意見公募手続（パブリックコメント）の結果によると、「新たな訴訟手続」について、新設をしないとする上記丙案に賛成する意見が消費者団体、労働団体、各地の弁護士会などから出され、最も多数であった。

当会も「新たな訴訟手続」を新設すべきではないという上記丙案によるべきであるとの意見を出しているにもかかわらず、法制審部会事務局により新たな訴訟手続の新設を前提にした本制度案が提案されていることは、当会を含めたパブリックコメントに寄せられた意見を軽視するものであり、誠に遺憾である。

そもそも新たな手続の導入は、制度の必要性（立法事実）がある場合に認められるが、本件で立法事実は認められない。

「新たな訴訟手続」は、事前に当事者間で十分な折衝があり、互いの主張や証拠がわかっている、争点の少ない事件などで使われることを想定し、手続を限定した形でも短期間に裁判所の判断を得たいとの要請がある、訴訟制度における当事者の自主性、私的自治の観点からも望ましいなどとされている。法制審部会の説明（資料26、9頁）に

よると、企業の立場から予測可能性を高める手続に非常に大きな価値があるとして賛同する意見が多く、特に事実関係に争いがなく法律の適用について争いがある事案で早期に裁判所の判断が示されることは非常に利便性が高いとの意見が出されたとある。

しかし、事前交渉の段階で法律の適用について争いがある事案が、6か月程度の審理で解決がつくことは望めず、拙速な審理となる可能性が高い。また、あくまで企業の立場からの要請にとどまっているのであって、上記パブリックコメントの全体の意見を反映したものとは思えない。

十分に事前交渉がある事案は、現在でも裁判所の訴訟指揮や双方代理人等の協力により、比較的早期に和解や判決で解決しているものであり、後述するような問題の多い制度を新設する必要性はない。新たな訴訟手続の規律が必要な紛争類型が存在するのであれば、同紛争類型についての新たな訴訟手続を検討すべきであり、民事訴訟全般を対象とした新たな訴訟手続を設ける必要性も明らかではない。

しかも、今回の法制審への諮問事項である民事裁判手続のIT化とは無関係であって、IT化に関係した民事訴訟法の改正に便乗した拙速な提案であり、外国の調査もなされておらず、法学上の検討、議論もできていない。

時間を掛けた十分な議論を行うことなく、民事裁判手続のIT化と同時に拙速な審議を行い、新設を決めることは許されるものではない。

以上のとおり、「新たな訴訟手続」の新設を認めるべきではないが、以下、本制度案についての問題点を指摘する。

- 3 本制度案により「新たな訴訟手続」が新設された場合、審理期間の制限により、当事者は期間内に収まる主張・立証しかできず事実上主張・立証が制限されることになることから、憲法32条が定める公正かつ適正な裁判を受ける権利を侵害するおそれがある。

わが国の民事訴訟手続においては、当事者双方の攻撃防御方法が尽くされ、裁判に熟したときに結審して判決を出すとされているが（民事訴訟法第243条）、当事者においては事前に訴訟の相手方の主張や保持している証拠を把握できていないことも多く、訴訟の初期の段階において同意をとり、期間が来れば結審するという制度は訴訟制度の基本原則に抵触するおそれがある。

- 4 また、主張や立証が事実上制限されることで、十分な審理ができず、審理や判決が粗雑（ラフジャスティス）になり、誤判のおそれが増し、ひいては民事訴訟制度に対する信頼をも損ないかねない。

この点、「新たな訴訟手続」の提案理由としては、裁判の迅速化と期間の予測可能性を高めるためとされている。確かに裁判の迅速化は、司法により人々の権利を実現するため取り組むべき重要な課題であるが、そのためには裁判官の増員や情報・証拠の開示・収集手続の拡充などの環境整備が必要であって、ただ審理期間だけを制限して迅速化

を図ることは、当事者の主張立証の権利を制限し、拙速な判断を生みかねない。

- 5 本制度案において、弁護士が訴訟代理人に付いていないいわゆる本人訴訟においても、この手続の利用を認めることも大きな問題である。

訴訟の知識、経験がない本人が、主張や立証が事実上制限される新たな訴訟手続の選択や遂行を適切に行うことができるか、慎重に考えられるべきであり、当事者の権利が奪われかねない危険な制度になっていると言わざるを得ない。

- 6 また、「新たな訴訟手続」の新設により、他の訴訟事件に影響するおそれや訴訟制度全体に悪影響を与えるおそれも否定できない。裁判官の手持ち事件は多く、期間限定の訴訟が優先され、他の通常事件が後回しになるおそれがある。

- 7 以上より、第1記載の通り、当会は、法制審部会において審議されている「新たな訴訟手続」の新設に反対する。

以上

2021年（令和3年）11月6日
長野県弁護士会

会長 久保田明雄